

Client Alert - Financial Sector

2024年1月号 (Vol.10)

| | |
|---------------------------------|--|
| 全般 | (1) 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等の公表 |
| 銀行・貸金 | (1) 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公表 (2) 貸金業法 22 条に関するノーアクションレター回答の公表 (3) 「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案） (4) 金融庁によるユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引の停止の推奨 (5) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」 (6) 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案） (7) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案 |
| 保険 | (1) 「保険業該当性に関する Q&A」の公表 (2) 保険グループにおける連結財務諸表の在外子会社の表示方法に関する監督指針の改正 (3) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等の公表 (4) 令和 6 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 |
| 証券（一種、二種、金融仲介） | (1) 金融商品取引法の改正について (2) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書の公表 (3) 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告の公表 (4) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）の公表について (5) 日証協 顧客に関する情報のより一層の保護に向けた「協会の従業員に関する規則」等の一部改正について |
| アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言） | (1) 金融庁・令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案の公表 (2) 金融庁・資産運用立国に向けた取組みの掲載 (3) 投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正案に係るパブリックコメントの結果の公表 (4) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案に係るパブリックコメントの結果の公表 |
| バンキング、ストラクチャードファイナンス | (1) 法制審議会・担保法制部会における事業成長担保権制度に関する議論の状況 |
| 金融サービス | (1) 金融サービスの提供に関する法律の改正案の成立 |
| 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業 | (1) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表 (2) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案 |

Client Alert - Financial Sector

| | |
|---------------|--|
| 暗号資産・ステーブルコイン | (1) SECによるビットコイン現物ETFの上場承認 (2) 令和6年度税制改正大綱 (3) 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」等の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について |
| 犯収法 | (1) 犯罪収益移転危険度調査書（令和5年）の公表 |
| データ・セキュリティ | (1) 金融庁：「金融セクターのサードパーティ・サプライチェーンのサイバーリスク管理に関する調査報告書」公表 (2) 個人情報保護委員会：クラウドサービス提供事業者による漏えい等報告の代行報告に関するQ&A更新及び記入例の追加 (3) 個人情報保護委員会：「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集の結果の公表 |
| サステナビリティ | (1) 「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」の設置 |

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2024年1月号（Vol.10）を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 全般

(1) 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等の公表

金融庁は、2023年12月27日に、[「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。本改正は、2023年12月27日から施行されています。

従来、銀行法施行規則14条の11の8、保険業法施行規則14条の3等において、電磁的方法の一つとして、磁気ディスク、シー・ディー・ロム「その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法が挙げられていました。本改正により、これらの文言が「電磁的記録媒体」に置換され、「一定の情報を確実に記録しておく

Client Alert - Financial Sector

ことができる物」という記載が削除されています。しかし、パブリックコメントにおいて、「記録媒体」という語に「確実に記録できない物は含意されません」との回答がされているため、改正前と同様に今後も確実に記録できる媒体を用いることが求められる点に変更はないと考えられます。

また、銀行法施行規則 19 条 3 項、保険業法施行規則 14 条の 3 等において「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイル」と規定されているところ、両者を区別して規定した趣旨が回答されています。金融庁によると、他法令において「電磁的記録媒体」は可搬な媒体であることが想定されている場合がある一方、本改正では可搬でない媒体によらないクラウドサービスを利用する等の方法によることも可能である旨を明確化するため、「電子計算機に備えられたファイル」も規定したとのことです。

(以上、2. 全般について)

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

3. 銀行・貸金

(1) 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公表

金融庁は、2024 年 1 月 17 日に、令和 6 年能登半島地震の被災者が貸金業者から借入を行う場合に例外を設けるため、[「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」](#)を公表し、即日施行しました。

令和 6 年能登半島地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域に居住する個人顧客について、2024 年 7 月 31 日までの間、以下の特例を適用することとされています。

- ・ 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の貸付について、返済期間の上限を 6 ヶ月に延長、資金使途の確認のための領収書等の提出を不要とする
- ・ 総量規制の例外とされている個人事業主に対する貸付について、貸付金額が 100 万円を超える場合であっても、事業計画、収支計画及び資金計画の確認を不要とする
- ・ 極度方式による貸付において源泉徴収票等の提出を受ける必要がある場合の提出期限を 6 ヶ月に延長

Client Alert - Financial Sector

- ・ 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の住民票等の提出を契約締結日から6ヶ月以内に延長

(2) 貸金業法 22 条に関するノーアクションレター回答の公表

金融庁は、2023年12月27日に、貸金業法 22 条において全額の弁済があった場合に遅滞なく債権証書を返還しなければならない点について、契約締結日が同日かつ融資実行日が同日で1通の金銭消費貸借契約書に複数の貸付条件の異なる債権が記載されている場合において、金銭消費貸借契約書に記載された全ての債権が弁済された時点で金銭消費貸借契約書を返還することにより同条に違反しないとの[ノーアクションレター回答](#)を公表しました。

(3) 「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）

金融庁は、2023年12月22日に、金融安定理事会（FSB）における議論の進展等を踏まえ、秩序ある処理等の円滑な実施の確保を図るためのバリュエーション及びテストングについて、その目的や意義、金融機関が整備すべき態勢等を明確化するため、[「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）](#)を公表しました。

告示に指定された G-SIBs 及び必要に応じてその他のシステム上重要な銀行等に対して、当該銀行等の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等を円滑に実施するためのバリュエーションを実行可能とする態勢整備及びテストングを求めるとされています。

(4) 金融庁によるユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引の停止の推奨

金融庁は、2023年12月22日に、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が同日付で公表した[「ユーロ円 TIBOR を参照する商品の『新規取引の停止時期』に関して寄せられたご意見](#)」を踏まえ、2024年12月末でユーロ円 TIBOR が恒久的に公表停止となる場合に同指標からの秩序ある移行を実現するため、[遅くとも同年6月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨すること](#)を公表しました。

(5) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」

金融庁は、2023年12月15日に、[「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」](#)を公表しました。

Client Alert - Financial Sector

2023年10月31日にパブリックコメントが行われている銀行の休日の承認制から届出制への変更の対象とならない営業所(引き続き金融庁の承認が必要となる営業所)として、本店(外国銀行支店においては主たる外国銀行支店)及び災害時における銀行の危機管理等の事務の統括をする営業所を指定することが提案されています。

(6) 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)

金融庁は、2023年12月15日に、バーゼル銀行監督委員会が2020年11月に公表した最終規則文書「不良債権を裏付資産とする証券化商品に係る資本賦課の取扱い」を踏まえた所要の改正を行うため、[「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正\(案\)](#)を公表しました。

2023年9月22日に公表された改正後の自己資本比率告示267条の4第2項の要件(最優先証券化エクスポージャーであること、譲渡する際のディスカウントが50%以上であること等)を満たす不良債権証券化エクスポージャーであったとしても、不良債権以外の債権に対するリスクアセットの削減を目的とする場合には、同項に定められた100%のリスク・ウェイトの適用を認めないようにすることが提案されています。

(7) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案

金融庁は、2023年12月15日に、[「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等](#)を公表しました。

銀行においては、預金等との誤認防止の掲示、営業所の休日の掲示を行う場合、営業時間の変更を行う場合等についてウェブサイトに掲載すること、外国銀行代理業の標識をウェブサイトに掲載することが提案されています。

銀行代理業者においては、標識をウェブサイトに掲載することについて、従業員数が20人以下である場合又はウェブサイトがない場合等を例外とすること、預金等との誤認防止の掲示についてウェブサイトに掲載すること等が提案されています。

信託契約代理店においては、標識をウェブサイトに掲載することについて、従業員数が20人以下である場合又はウェブサイトがない場合を例外とすることが提案されています。

貸金業者においては、貸付条件及び標識をウェブサイトに掲載することについて、従業員数が20人以下である場合又はウェブサイトがない場合を例外とすることが提案されています。

Client Alert - Financial Sector

(以上、3. 銀行・貸金について)

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

4. 保険

(1) 「保険業該当性に関する Q&A」の公表

金融庁は、2023年11月30日に、保険行政の透明性を高めつつ、事業者における新規サービスの事前検討の円滑化を図る観点から、基本的な考え方を記載した「[保険業該当性に関する Q&A](#)」を公表しています。

従来からノーアクションレター等で示されていた考え方を明確にする部分が多いですが、条文や監督指針に定められた各要件の解釈が整理して解説されているため、実務上参考になると考えられます。

(2) 保険グループにおける連結財務諸表の在外子会社の表示方法に関する監督指針の改正

金融庁は、2023年12月5日に、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された在外子会社の財務諸表を連結決算手続き上利用した場合における、保険グループの連結財務諸表上の在外子会社の表示方法を明確化するため、所要の改正を行う「[保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案](#)を公表しています。経費処理の着眼点を示した監督指針 II-2-1-4 (5) ②として、上記の場合であっても、「保険会社及びその子会社等の連結財務諸表の保険料等の計上にあたっては、規則別紙様式に定める勘定科目の名称に従い、収入の金額を表示するとともに、適切に表示の組替を行うことに留意すること」との着眼点が追加されています。

(3) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等の公表

金融庁は、2023年12月15日に、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律63号）の施行に伴い、金融庁所管府令に規定する書面揭示規制の見直し等の規定の整備等を行うものとして、[保険業法施行規則の改正案](#)を公表しています。

Client Alert - Financial Sector

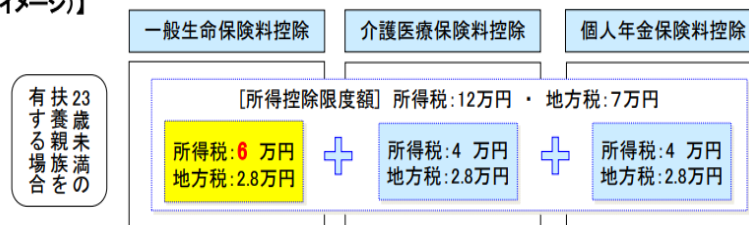
改正後の同法施行規則 53 条の 2 第 4 項として、金銭債権等と保険契約の誤認防止のための掲示を、保険会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならないとされています。

また、2024 年 4 月 1 日から施行される保険業法 272 条の 8 第 2 項において、少額短期保険業者は、商号や登録番号等の内閣府令で定める事項を「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない」と規定されています。この閲覧に供する措置として、改正後の同法施行規則 22 条の 21 第 2 項により、「少額短期保険業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない」とこととなります。他方、同法 272 条の 8 第 2 項但書では「事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合」は、ウェブサイトに掲載する義務がないと規定されています。この内閣府令で定める場合として、改正後の同法施行規則 211 条の 21 第 3 項において「常時使用する従業員の数が二十人以下である場合」、「ウェブサイトがない場合」が規定されています。

(4) 令和 6 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目

金融庁は、2023 年 12 月 22 日に、[令和 6 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目](#)を公表しています。生命保険料控除制度の拡充について、令和 7 年度税制改正において、以下の方向性で検討し、結論を得るとされています。

【検討の方向性(イメージ)】



(出典：上記金融庁ウェブサイト、9 頁)

(以上、4. 保険について)

パートナー 吉田 和央
 ☎ 03-6266-8735
 ✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
 アソシエイト 福島 邦真
 ☎ 03-5293-4930
 ✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

5. 証券（一種、二種、金融仲介）

(1) 金融商品取引法の改正について

2023年11月29日に、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の一部改正（令和5年11月29日法律79号）（以下「本法改正」といいます。）が公布されました。この改正により見直される規制は多岐にわたりますが、その項目は下表のとおりです。

金融商品取引法の一部改正¹

- (1) 有価証券とみなされる権利の範囲の見直し
- (2) 四半期報告書制度廃止
- (3) ソーシャルレンディング等のファンドに関する規定の整備
- (4) 標識に記載すべき事項のインターネットによる公表の義務付け等
- (5) 登録金融機関業務として行うことができる金融商品取引業の範囲の見直し
- (6) 誠実公正義務の削除
- (7) 契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定の整備
- (8) インサイダー取引や開示書類の虚偽記載等の違反行為をした者に対する課徴金納付命令に係る審判手続きのデジタル化

上表記載の事項のうち、「(2) 四半期報告書制度廃止」及び「(7) インサイダー取引や開示書類の虚偽記載等の違反行為をした者に対する課徴金納付命令に係る審判手続きのデジタル化」以外の項目については、当事務所の [FINANCIAL REGULATION / PRIVATE EQUITY / INSURANCE NEWSLETTER 2023年4月号](#) において解説しております。

また、そのうち、「(2) 四半期報告書制度廃止」及びこれに伴う [政府令の改正](#) については、当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN Vol.75](#) 及び [同レター Vol.76](#) にて解説しておりますので、併せてご参照ください。

そのほか、「(5) 登録金融機関業務として行うことができる金融商品取引業の範囲の見直し」については、金融商品取引業の登録義務（金商法29条）が免除される業態（登録金融機関業務として行える業務）として、新たに有価証券等管理業務「に準ずる場合として政令で定める行為」が追加されています。この行為の具体的内容を定める政令案は本レター執筆時点で公表されていませんが、改正案の説明資料上、「登録金融機関がトークンの預託を受けられる範囲を拡大する」とされていますので、「有価証券等管理業務」の対象となっている「電子記録移転権利」に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等（いわゆる適用除外電子記録移転権利）の預託のよ

¹ なお、本法改正においては、金融サービスの提供に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、不動産特定共同事業法、銀行法等についても改正が行われていますが、その概要についても [FINANCIAL REGULATION / PRIVATE EQUITY / INSURANCE NEWSLETTER 2023年4月号](#) をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

うな行為が新たに有価証券等管理業務「に準ずる」ものとして登録金融機関業務に位置付けられる可能性があります²。

(2) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書の公表

金融庁は、2023年12月12日に「[市場制度ワーキング・グループ](#)」・「[資産運用に関するタスクフォース](#)」報告書を公表しました。これは、金融審議会「[市場制度ワーキング・グループ](#)」及び「[資産運用に関するタスクフォース](#)」におけるこれまでの検討結果を取りまとめるものであり、その中では下表記載の制度見直し等が提言されています。

| 「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書 | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 資産運用会社の高度化 | |
| (1) | 大手金融グループにおける運用力向上・ガバナンス改善・体制強化 |
| (2) | プロダクトガバナンスの確保 |
| (3) | 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し |
| (4) | 投資運用業の参入要件の緩和（ミドル・バックオフィス業務の委託等） |
| (5) | 新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP（Emerging Managers Program）） |
| 2. アセットオーナーに対する金融機関の取組み | |
| (1) | 最善の利益を確保するための運用 |
| (2) | 適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等 |
| (3) | 当局による金融機関のモニタリング |
| 3. スチュワードシップ活動の実質化 | |
| (1) | 共同エンゲージメントの取組みの積極的活用 |
| (2) | 大量保有報告制度における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲の明確化 |
| (3) | 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けたフォローアップ |
| 4. 成長資金の供給と運用対象の多様化 | |
| (1) | 機関投資家から VC の資金の流れの拡大 |
| (2) | スタートアップへの資金提供主体の多様化 |
| (3) | 役職員へのインセンティブ付与円滑化 |
| (4) | 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化 |

² 金融庁「[金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料](#)」6頁をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

5. 家計の投資環境の改善

- (1) 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進
- (2) 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ

このうち、アセットマネジメント業務に影響を与え得る内容（上記1及び2並びに4の一部）については、当事務所の [ASSET MANAGEMENT BULLETIN Vol.7](#) において詳説しております。

また、このうち少額募集制度の改正及び投資型クラウドファンディング（上記4(2)）に関しては、当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN Vol.77](#) において詳説しているため、そちらも併せてご参照ください。

これらのほか、「4(4) 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化」に向けた施策として、非上場有価証券の取引の仲介業務への参入促進のため、①プロを対象とし、かつ原則として金銭等の預託を受けない場合は、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和すること³や、②私設取引システム（PTS）について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とすること⁴が提案されている点が注目されます。

(3) 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告の公表

金融庁は、2023年12月25日に「[公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ](#)」報告を公表しました。これは、金融審議会「[公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ](#)」におけるこれまでの検討結果を取りまとめるものであり、その中では下表記載の制度見直し等が提言されています。

「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告

1. 公開買付制度

- (1) 市場内取引（立会内）を通じて企業支配権に重大な影響を与える場合にも、公開買付けの実施を義務付けること
- (2) 企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を、議決権の3分の1から議決権の30%に引き下げること

³ より具体的には、特定投資家を相手方とした非上場有価証券の仲介業務について、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合に、第一種金融商品取引業者の登録要件等（資本金規制、自己資本規制比率、兼業規制等）を緩和することを提言しています。加えて、非上場有価証券のセカンダリー取引に関して、創業者等の一般投資家による売却についても、これを「可能とすることが適当である」とされています。

⁴ より具体的には、非上場有価証券のみを扱うPTSであって、流動性や取引規模等が限定的なものについては、取引の管理等に関する必要な規制を適用する前提で、認可を要せず第一種金融商品取引業の登録制の下で参入可能とし、資本金や純財産要件等の財産規制やシステムに関する要件等を緩和することが提言されています。

Client Alert - Financial Sector

- (3) 買付予定数に上限を設けた公開買付けを実施する場合、公開買付け後の少数株主との利益相反構造に対する対応等について説明責任を果たさせること⁵
- (4) 実態に即しない画一的な運用を避けるため、個別事案ごとに例外的な取り扱いを許容する制度を設けるとともに、それを可能とするために当局の体制を強化すること⁶
- (5) 金融商品取引業者等による顧客からの買付け等のうち、顧客の流動性を確保する目的で自己勘定で行う単元未満株式の買付け及び機関投資家等からの買付け等であってその後直ちに売却することを予定しているもの

2. 大量保有報告制度

- (1) パッシブ投資家による一定の提案行為⁷について、報告書の提出頻度を緩和する特例⁸を受けられるよう明確化すること
- (2) 協働エンゲージメント促進の観点から、複数の機関投資家が一定の合意⁹を行わない限り、共同保有者として保有割合を合算する必要がないこととすること¹⁰
- (3) 現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引について、潜在的に経営に対する影響力を有する者や潜脱する効果を有するものを規制の対象とすること
- (4) 大量保有報告制度の実効性の確保¹¹

3. 実質株主の明確化

- (1) 機関投資家の行動原則として、株式の保有状況を発行会社から質問された場合にはこれに回答すべきであることを明示し、法制度上義務付けることを検討すること

同報告書において提言された事項は、金商法の改正及びその後の政府令改正を要するものであることから、今後、国会における法案の審議やパブリックコメント手続きを含む法案・政府令案の検討が行われていくこととなります。

⁵ 加えて、「上限を付さない公開買付けを含め、公開買付者が任意に、公開買付けの成立後に追加応募期間を設けることができるようにすべき」との提言も行われています。

⁶ 具体的には、英国の Takeover Panel を参考として、別途買付けの禁止に関する規制や形式的特別関係者に関する規制等の一定の規制について、個別事案ごとに当局の承認を得ること等によって規制が免除される制度を設けることが提言されています。

⁷ 「企業支配権等に直接関係しない行為」（例えば、配当方針や資本政策に関する変更の提案）を「目的」とする提案行為を、「企業経営陣に採否を委ねる」という「態様」で行う場合を指すものとされています。

⁸ 機関投資家に対する、重要提案行為を行わないことを要件とした特例報告制度について言及されています。

⁹ 例えば、「機関投資家間において、共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的とせず、かつ継続的でない議決権行使に関する合意をするような場合」が例示されています。

¹⁰ 併せて、一定の外形的事実が存在する場合に共同保有者とみなす旨の規定の拡充についても提言されています。

¹¹ とりわけ、共同保有者の認定に係る立証の困難性を奇貨として、複数の者が暗黙裡に協調して株券等を取得していることが疑われる事例が見受けられるとの指摘を受けて、大量保有報告制度を遵守しないまま公開買付けを開始しようとする事例に対して、公開買付届出書の事前相談の際に大量保有報告書の提出や訂正を求める等の対応を含め、当局の対応を強化すること等が提言されています。

Client Alert - Financial Sector

これらの改正が金融機関を含む市場参加者に対して与える影響は大きなものとなる
ことが想定されることから、今後の法案・政府令案については注視していく必要があ
ります。

(4) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）の公表につ いて

金融庁は、2023年12月19日から2024年1月19日までの間、[「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）](#)（以下「本業府令改正案」といいます。）に対
するパブリックコメントの募集を行いました。本業府令改正案では、以下の2点の改
正が予定されています。

1 点目は、信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外の緩和で
す。これは、累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引き上げ等を行うもので
あり、2023年12月12日に公表された[金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」
「資産運用に関するタスクフォース」報告書](#)における提言を踏まえたものです。具体
的には、現行法上、信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外と
なるための要件の一つとして、同一人に対する信用の供与が10万円を超えることと
ならないことが定められていますが、一時的にでも信用の供与の総額が10万円を超
えてはならない文言となっていたため、実務上、クレジットカード会社の決済サイク
ル等を踏まえ、毎月の投資上限としては5万円に制限されるのが通例でした。本業府
令改正案においては、法の趣旨以上に制限的な運用を行う必要がなくなるよう、「…
有価証券の売買をした月における…その対価に相当する額の総額が十万円を超えるこ
ととならないこと」（本業府令改正案148条2号等）という文言に改正する案が示さ
れており、これにより毎月の投資上限を10万円まで引き上げることが可能となる見
込みです。

2 点目は、親子法人等が発行する有価証券の主幹事就任規制の緩和です。主幹事就
任規制は、証券会社がグループ会社である発行体の利益に忖度してその引受審査の公
正性が歪められる懸念から課せられているものですが、当該規制にはいくつか例外が
あります。本業府令改正案は、それらの例外のうち、株券等の一定の有価証券につい
て、主幹事以外に他の引受証券会社が発行価格の決定プロセスに関与する場合の例外
（本業府令改正案153条1項4号二）について、その対象となる有価証券に、新たに
「受益証券発行信託の受益証券」（金商法2条1項14号。最近の不動産セキュリティ・
トークンの発行事例においても利用されているものです。）を追加するものとなって
います。

Client Alert - Financial Sector

(5) 日証協 顧客に関する情報のより一層の保護に向けた「協会の従業者に関する規則」等の一部改正について

日本証券業協会（以下「日証協」といいます。）は、2023年12月19日に、顧客に関する情報のより一層の保護に向けた「協会の従業者に関する規則」等の一部改正（以下「本日証協規則改正案」といいます。）に関するパブリックコメントの結果を公表しました。当該改正の施行は2024年2月1日からとなっています。

本日証協規則改正案は、現行規則における職務上知り得た秘密を漏洩することの禁止規定を拡充し、顧客に関する情報について、①従業員が退職時に返却又は消去をしないこと、②他社から不正取得すること、③①又は②によって保持又は取得した情報の使用、④①又は②によって保持又は取得された情報の転得者による、それと知りながら行われる使用について、それぞれ禁止するというものです。

具体的に想定される違反事例については、日証協の説明資料¹²にて詳細な説明がなされています。

（以上、5 証券（一種、二種、金融仲介）について）

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 富永 喜太郎

☎ 03-6213-8117

✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

(1) 金融庁・令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案の公表

金融庁は、2023年12月6日に、同年11月20日に成立した「[金融商品取引法等の一部を改正する法律](#)」（令和5年法律79号）の一部（同法附則1条2号に掲げる規定）の施行に伴い、[関係政令・内閣府令の規定の一部改正案](#)を公表し、パブリックコメント手続きを実施しました（意見募集期間は2024年1月5日で終了済）。

このうち、投資法人の計算に関する規則の改正案は、上記改正法による投資信託及び投資法人に関する法律136条1項（利益及び損失の処理）の改正を受けて、同項に

¹² 日証協「[顧客情報の取扱いの禁止行為拡充に係る「協会の従業者に関する規則」等の一部改正について](#)」（2023年12月19日）

Client Alert - Financial Sector

定める「出資総額等の合計額」の計算規定を整備するものとなります。なお、政令改正案は、金融経済教育推進機構の設立に伴い、関係規定の整備を行うものです。

本改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の公布である 2023 年 11 月 29 日から起算して 3 月を超えない範囲で政令で定める日から施行されることとなります。

(2) 金融庁・資産運用立国に向けた取組みの掲載

金融庁は、2023 年 12 月 14 日に、[日本における資産運用立国に向けた取組みをまとめたウェブサイト](#)を公表しました（その後 2024 年 1 月 19 日付で更新済）。

新たな情報を公表したものではありませんが、資産運用立国に向けた取組みの概要、資産運用立国実現プランに係る施策及び金融庁において継続的に取り組んでいる関連する施策に関する情報がまとめられているため、ご紹介いたします。

(3) 投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正案に係るパブリックコメントの結果の公表

[本レター Vol.9](#)でお知らせしたとおり、投資信託協会は、2023 年 9 月 15 日に、「[正会員の業務運営等に関する規則](#)」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント手続きを実施していましたが、同年 12 月 21 日付にて、その結果が公表されました。

本改正は、東京証券取引所より 2021 年 10 月に公表された「現物市場の機能強化に向けたアクション・プログラム」において、取引時間の延伸が示されたことを受け、正会員である投資信託委託会社が、販売会社に対して遵守をもとめる顧客の買付け及び解約の受付時限について、東京証券取引所の取引時間延伸に伴い、遅くとも 15 時 30 分までとする等の変更を行うものです。

本改正は、本年 11 月 5 日から施行されます。但し、「正会員の業務運営等に関する規則」8 条の改正規定については、東京証券取引所におけるシステム更改時期に変更があった場合には、当該システム更改の実施日から適用するものとされています。

(4) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案に係るパブリックコメントの結果の公表

[本レター Vol.9](#)でお知らせしたとおり、投資信託協会は、2023 年 9 月 15 日に、「[投資信託等の運用に関する規則](#)」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント手続きを実施していましたが、同年 12 月 21 日に、その結果が公表されました。

本改正は、2022 年 6 月 7 日に閣議決定された、新しい資本主義実行計画に基づく「フォローアップ」及び市場制度ワーキング・グループからの提言を踏まえ、①投資信託財産への未上場株式の組入れに当たっては、原則として純資産総額の 15%を超え

Client Alert - Financial Sector

てはならないとする閾値を新たに設定する、②未上場株式に対する審査の実施についての規定を設ける、③未上場株式を間接保有する場合、投資信託の投資先が監査を受けていれば、当該投資先が保有する未上場株式の監査までは求めないこととする、④未上場株式の評価については、公正価値測定を用いて時価で評価するものとする等の改正を行うものです。

本改正は、本年2月15日（予定）から施行され、実施日以降に有価証券届出書を提出したものから適用されます。但し、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものについては、2025年2月15日（予定）までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げないものとされています。

（以上、6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）について）

カウンセル 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

7. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) 法制審議会・担保法制部会における事業成長担保権制度に関する議論の状況

法制審議会・担保法制部会では、担保法制の見直しに関する要綱案の作成に向けた議論が行われています。その一方で、現在並行して金融庁の主導の下で、「事業成長担保権」制度の導入のための立法作業が進められているところ、担保法制部会の第42回（2023年12月5日開催）及び第43回（同月18日開催）では、かかる事業成長担保権に関する論点の検討が行われました（上記の部会審議に諮られた提案（部会資料39及び41）を総称して以下「部会資料」といいます。なお、本レター執筆時点において議事録は未公表です。）。

部会資料は、2023年2月10日に公表された金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（以下「WG報告書」といいます。）を基に作成されています。すなわち、基本的な枠組みとして、事業成長担保権の設定は、設定者を委託者とし、事業成長担保権者を受託者とする信託契約（セキュリティ・トラスト方式）によらなければならないものとされています。かかる信託契約における受益者には、債務者（担保権設定者）に対する与信者（特定被担保債権者）と一般債権者等（不特定被担保債権者）が存在することになり、事業成長担保権の実行時には、不特定被担保債権者に対する配当に充てるため、担保対象となった設定者の総財産の換価によって形成された配当金の一定割合に相当する額を事業成長担保権者（受託者）に交付するものとしています。

Client Alert - Financial Sector

事業成長担保権の得喪及び変更は、設定者の本店所在地における商業登記簿に登記をしなければ効力を生じないものとされています。これは、企業担保法に基づく企業担保権の効力要件と同様の規律になります。

事業担保権の設定者は、担保目的財産の管理・処分権限を引き続き保有しますが、重要な財産の処分、事業の全部又は重要な一部の譲渡その他の「通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の管理及び処分」をする場合は事業成長担保権者の同意を得なければならない、これに違反してなされた行為は無効となります（但し、善意無重過失の第三者は保護されます。）。

事業成長担保権の実行手続きについて、部会資料はWG報告書の基本的な考え方を踏襲しつつ、倒産手続きとの関係の整理等、詳細な規律を提案しています。

その他の論点についてもWG報告書作成後の議論を踏まえて提案内容の修正・追加が行われており、今後公表されるであろう法案の骨子が示されているものといえます。事業成長担保権制度は、事業資産を担保対象とする融資の実務に大きな影響を与える可能性があります。当事務所としても、今後の動向について引き続き注視してまいります。

(以上、7. バンキング、ストラクチャードファイナンスについて)

パートナー 倉持 喜史
☎ 03-6266-8568
✉ yoshihito.kuramochi@mhm-global.com

8. 金融サービス

(1) 金融サービスの提供に関する法律の改正案の成立

2023年11月20日に、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立し、同月29日に公布されました。

この改正では、金融サービスの提供に関する法律の一部が改正されており、法律の題名が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等印鑑する法律」に改められるほか、金融サービス仲介業に関しては、主に以下の2点の改正がなされています。

1点目は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務に関する改正になります。金融サービス仲介業者に関しては、改正前から、金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務が課されています（金融サービスの提供に関する法律20条）。本改正は、この誠実公正義務について、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」と要件を追加するとともに、金融サービス仲介業者以外の金融サービスを提供する事業者及び企業年金等の実施者に対して、横断的に当該義務を課するものとなっています（改正法2

Client Alert - Financial Sector

条)¹³。本改正の施行日以降、金融サービス仲介業者は、当該義務を果たす必要があります。

2点目は、標識に記載すべき事項のインターネットによる公表の義務付けに関する改正になります。改正前は、情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業者を行う場合に、標識に記載すべき事項のインターネットによる公表を義務付けていましたが、改正法では、事業規模が著しく小さい場合等の一定の例外を除き、金融サービス仲介業者は、標識に記載すべき事項のインターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないとされています。

上記の改正は、公布日から起算して1年以内の日とされており、まだ具体的な施行日は未定ですが、金融サービス仲介業者は、当該法改正に向けた対応を検討する必要があります。

(以上、7. 金融サービスについて)

パートナー 篠原 孝典
☎ 03-6266-8783
✉ takanori.shinohara@mhm-global.com

9. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

(1) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表

金融庁は、2023年12月8日に、電子決済等代行業に関して、グループ企業内の送金指示の伝達及び預金口座の情報取得を適用除外とするための「[銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）](#)」を公表しました。

預金名義人から委託を受けて第三者が銀行への指図の伝達を行い、又は銀行から取得した情報の提供を行う電子決済等代行業について、子会社及び関連会社を含むグループ内の別会社が行う場合を適用除外として、金融庁への登録を不要とすることが提案されています。

(2) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案

金融庁は、2023年12月15日に、「[デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律](#)」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等を公表しました。

¹³ なお、本法改正の概要については、FINANCIAL REGULATION / PRIVATE EQUITY / INSURANCE NEWSLETTER 2023年4月号をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

前払式支払手段発行者においては、払戻しを行う場合に、営業所及び加盟店での掲示又は電磁的方法による情報提供に加えて、認定資金決済事業者協会（一般社団法人日本資金決済業協会）のウェブサイトへの掲載を求めることが提案されています。

資金移動業者においては、受取証書を電磁的方法により提供する場合に、利用者の承諾を不要とし、利用者から電磁的方法による提供を拒否する申し出があった場合のみ書面での提供を行えば足りることとすることが提案されています。また、廃止の場合に、営業所での掲示に加えて、認定資金決済事業者協会（一般社団法人日本資金決済業協会）のウェブサイトへの掲載を求めることが提案されています。

（以上、9. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業について）

カウンセラー 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

10. 暗号資産・ステーブルコイン

(1) SEC によるビットコイン現物 ETF の上場承認

米国の証券取引委員会（SEC）は、2024年1月10日、ビットコイン現物ETF（spot bitcoin exchange-traded product¹⁴）の証券（Share）の上場と取引を承認しました¹⁵。その結果、同月11日に11銘柄のビットコイン現物ETFが米国の登録証券取引所に上場され、取引が可能になりました。

ビットコイン現物ETFの上場・取引が承認されたことにより、個人投資家や機関投資家は、直接ビットコインを取得することなく、ビットコイン現物ETFの証券の購入を通じてビットコインに投資することができることになりました。

日本国内では、現在、金商業等監督指針の制限により、暗号資産を原資産とする投資信託やETFの組成は困難ですが、ビットコイン現物ETFの海外上場によって、レベル・プレイングフィールドの確保の観点等から、規制に与える影響についても注目されます。

(2) 令和6年度税制改正大綱

2023年12月14日に、[令和6年度税制改正大綱](#)が自民党から公表され、政府は、同月22日に、同様の内容を[令和6年度税制改正の大綱](#)として閣議決定しました。

¹⁴ SECの発表では、ETPという略語が使用されています。

¹⁵ <https://www.sec.gov/news/statement/gensler-statement-spot-bitcoin-011023>

Client Alert - Financial Sector

令和6年度税制改正大綱には、第三者発行の暗号資産を保有する法人に対する期末時価評価課税の見直しが含まれています。

具体的には、法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法と時価法のうちその法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものは原価法）により計算した金額とすることができるとされています。

ここでいう「譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産」とは、次の要件に該当する暗号資産をいうものとされています。

- ①他の者に移転できないようにする技術的措置が取られていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること
- ②上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること

上記の評価方法は、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととされており、評価方法を選定しなかった場合には、原価法により計算した金額をその暗号資産の期末における評価額とされています。

上記の一定の要件を満たす第三者保有暗号資産の期末時期評価課税の見直しにより、Web3.0の推進に向けた環境整備が進み、ブロックチェーン技術を活用した起業等が促進されることが期待されています。

その他、令和6年税制改正大綱には、グローバル化を踏まえた税制の見直しの一環として、2022年にOECDで策定された暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、非居住者の暗号資産や電子決済手段に係る取引情報等を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者等に対し非居住者の暗号資産や電子決済手段に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度の整備も含まれています。

(3) 「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」等の一部改正(案)の公表に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁は、2023年11月17日に、[「事務ガイドライン\(第三分冊:金融会社関係\)」等の一部改正\(案\)に対するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

事務ガイドラインでは、主に、①暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者（以下「暗号資産交換業者等」といいます。）が海外親会社等を有する場合の当該暗号資産交換業者等による情報開示及び検査・監督上の対応並びに②親会社を含めたグループ会社（以下「親会社等」といいます。）と共通の暗号資産や電子決済手段に関する

Client Alert - Financial Sector

取引のシステムや利用者財産管理のシステムを利用してサービスを提供する場合の措置といった2点について改正が行われています。

具体的には、

- ・暗号資産交換業者等が海外親会社等を有する場合¹⁶に、海外親会社等に適用される現地の法令等が当該暗号資産交換業者等に影響を与える可能性があることから、海外親会社等の状況やそれに伴い当該暗号資産交換業者等に発生し得るリスクについて、あらかじめ利用者に開示しているか
- ・帳簿書類を電子媒体で保存する場合の管理態勢の整備を行うこと
- ・暗号資産交換業者等が親会社等¹⁷と共通の暗号資産や電子決済手段に関する取引や利用者財産管理のシステムを利用してサービスを提供する場合、親会社等の経営上の理由により当該システムが利用できなくなった場合等に備えて、顧客資産の保全や返還のために態勢の整備を行うこと

等が求められています。改正後の事務ガイドラインは、2023年11月17日から適用されています。

また、事務ガイドラインの改訂に伴い、暗号資産交換業者の登録審査に係る質問票も改訂されています。

(以上、10. 暗号資産・ステーブルコインについて)

パートナー 白根 央

☎ 03-6266-8917

✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 尾登 亮介

☎ 03-6266-8970

✉ ryosuke.onobori@mhm-global.com

11. 犯収法

(1) 犯罪収益移転危険度調査書（令和5年）の公表

国家公安委員会は、2023年12月7日、[犯罪収益移転危険度調査書（令和5年）](#)を公表しました。犯罪収益移転危険度調査書は、犯収法に基づき、1年に1回、国家公安委員会が作成を義務付けられている、日本において、金融機関をはじめとする特定事業者のサービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した書面です。

¹⁶ 「海外親会社等を有する場合」とは、必ずしも暗号資産交換業者等と直接又は間接的な支配関係を有する場合に限らず、具体的な範囲については、当該海外親会社等に適用される現地の法令等が、当該暗号資産交換業者等に影響を与える可能性があるかという観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられています（[パブリックコメント](#)3番をご参照ください）。

¹⁷ 「親会社等」については、親会社等と共通のシステムを利用してサービスを提供する場合に、親会社等の経営上の理由により共通システムが利用できなくなる等の影響を受ける可能性があるかという観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられています（[パブリックコメント](#)4番をご参照ください）。

Client Alert - Financial Sector

金融機関は、調査書の内容を勘案して、特定事業者作成書面（リスク評価書）の作成・更新を行うことが求められていますので、最新の犯罪収益移転危険度調査書の内容についても考慮した上で反映することが求められます。2023年の犯罪収益移転危険度調査書では、資金決済法等の改正を踏まえた電子決済等取扱業者等が取り扱う電子決済手段のリスク評価のほか、FATF 声明においてミャンマーに対する厳格な顧客管理措置の適用が要請されていることを踏まえた対応、新たなマネー・ローンダリング事犯として、ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリングの分析等が新たに追加されています。

(以上、11. 犯収法について)

パートナー 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

12. データ・セキュリティ

(1) 金融庁：「金融セクターのサードパーティ・サプライチェーンのサイバーリスク管理に関する調査報告書」公表

金融庁は、2023年12月20日に、[「金融セクターのサードパーティ・サプライチェーンのサイバーリスク管理に関する調査報告書」](#)を公表しました。

この調査は、重要性が高まっているサードパーティ・サプライチェーンサイバーリスクの管理（TPCRM/C-SCRM¹⁸）について、米国の大手金融機関における管理手法を調査し、それを先進事例として、我が国（特に本邦金融機関におけるリスク管理と金融監督当局におけるモニタリング）への示唆を得ることを目的として実施されたものです。この報告書においては、調査の結果、米国の大手金融機関がサードパーティ・サプライチェーンに対するサイバーリスクについて、重要なリスクとして認識し、先進事例と認められる対策を推進していた旨が示されています。具体的には以下のとおりです。

| | |
|------|--|
| 組織体制 | サードパーティサイバーリスク管理（TPCRM）の専担者がグローバルにリスク管理を行っている。また、1線（事業部門等）及び2線（リスク管理部門等）において牽制機能がある等組織的にTPCRMを行うための仕組みがある。 |
|------|--|

¹⁸ 「TPCRM」は、Third Party Cyber Risk Management の略、「C-SCRM」は、Cyber Supply Chain Risk Management の略です。サードパーティ（業務委託やアウトソーシング、金融機関がサービスの利用者としてサービスの提供を受ける相手方、ITサービスの提供を受けて業務上の連携を行う相手方、購買先、調達先等も含みます）と、サードパーティの先にいる4thパーティ及びさらにその先等、情報システムのサプライヤー等から構成されるICTサプライチェーンにおけるサイバーリスクの管理に関する用語です。

Client Alert - Financial Sector

| | |
|----------------------|--|
| 人的リソースリスク 管理ツール | 数千社のサードパーティを管理するために、TPCRM 部門に百人規模でサードパーティのサイバーリスク管理の専門家を配置し、人材の量と質の向上に努めている。 リスク管理に関わる作業は内製、市販ツールの活用により効率化している。 |
| リスク管理手法 | 評価対象をリスクレベルで分類し、高リスクの評価対象に対するモニタリングに注力する継続的モニタリングを実施している。 必要に応じ、4th パーティ（とそれ以降）のリスク評価も金融機関が自ら行っている。自社と同レベルのセキュリティ水準をサードパーティに求めるため、契約や要綱に詳細を明記している。 |
| ソフトウェア管理 ハードウェア管理 | ソフトウェアサプライチェーンリスク管理面では、ソフトウェア構成解析等の利用可能な手法を組み合わせて可能な限りリスクを把握するとともに必要な対策を進めている。 ハードウェアセキュリティについては、ファームウェアやUEFI (BIOS) ¹⁹ の真正性を確保するための対策の導入等により、セキュアな調達を実現する取組みが認められる。 |

(出典：[金融セクターのサードパーティ・サプライチェーンのサイバーリスク管理に関する調査報告概要資料](#) 2 ページ)

(2) 個人情報保護委員会: クラウドサービス提供事業者による漏えい等報告の代行報告に関する Q&A 更新及び記入例の追加

個人情報保護委員会は、2023 年 12 月 25 日に、クラウドサービス提供事業者による漏えい等報告の代行報告に関し、[「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A](#) を更新しました。

この更新は、2023 年に、人事労務サービス等、複数のクラウドサービスがランサムウェア攻撃を受けたことを踏まえたものと考えられ、具体的には、Q6-19 において、「クラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合（Q7-53 参照）において、報告対象となる個人データの漏えい等が発生したときには、クラウドサービスを利用する事業者とクラウドサービス提供事業者はそれぞれ報告義務を負いますか。」という Q に対し、「クラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合において、報告対象となる個人データの漏えい等が発生したときには、クラウドサービスを利用する事業者が報告義務を負います。」といった A があったところ、今般の改正により、「クラウドサービスを利用する事業

¹⁹ Unified Extensible Firmware Interface (Basic Input/Output System) の略称です。Unified Extensible Firmware Interface とは、BIOS と同様、PC においてオペレーティングシステム (OS) が起動する前段階に実行されるプログラムです。

Client Alert - Financial Sector

者としては、自らが負う報告義務に基づく報告を、クラウドサービス提供事業者に代行させることができます。」という記述が追加されました。これに併せ、個人情報保護委員会が公表している漏えい等報告フォームの記入例として、クラウドサービス利用事業者の報告をクラウドサービスの提供事業者が代行する場合の[記入例](#)が追加されています。

(3) 個人情報保護委員会：「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集の結果の公表

個人情報保護委員会は、2023年12月27日に、[「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」](#)等に関する[意見募集の結果](#)を公表しました。この意見募集は、個人情報の保護に関する法律施行規則や個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（以下「ガイドライン通則編」といいます。）等の一部改正案を対象とするものです。改正内容は[本レター Vol.8](#)をご参照ください。ガイドライン通則編の改正に関して細かい文言修正はありますが、その他は意見募集時の案から変わっていません。

本改正は、基本的にはいわゆるウェブスキミングを捕捉するためのものと考えられますが、一方で、[意見募集において提出された意見に対する考え方](#)の22番によれば、「本規則案及び本ガイドライン案の改正案は、いわゆるWEBスキミングによる漏えい等事案のみを報告対象事態とすることを目的とするものではありません」とされているため、具体的にどのようなものが該当し得るかについては引き続き留意が必要と考えられます。例えば、同考え方20番によれば、通常、名刺管理ソフトが個人情報データベース等に該当する場合、名刺管理ソフトに登録する予定の名刺上の個人情報は「個人データとして取り扱われることが予定されているもの」に該当し、個人情報取扱事業者の従業員が当該名刺を窃取された場合は、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による」漏えいに該当すると考えられるとしています。

(以上、12. データ・セキュリティについて)

カウンセラー 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

☎ 03-5293-4860(東京)

☎ +86-10-6590-9292(北京)

✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

13. サステナビリティ

(1) 「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」の設置

金融庁は、2023年12月8日に「[サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ](#)」の設置について公表しました。これは、経済・社会の成長・持続可能性の確保につながる投資の推進に向けた幅広い投資家にとって魅力的なサステナビリティ投資商品の開発と、多様な投資家の市場参加を促すことに向けて、日本国内でのグリーン・トランスフォーメーション（GX）・サステナビリティ投資商品のあり方に係る意見交換を行うことを目的として設置されたものです。

その参加者は運用会社、販売会社、企業、評価機関、個人投資家等の関係者が参加して行うものとされており、「個人投資家に魅力的で、成長・持続可能性の向上に向けて取り組む企業への投資につながる商品組成を促すための論点」について、自由な議論が行われるものとされています（なお、自由な発言を促すため、また、個別商品開発の議論にも及ぶ可能性があるため、その議事は非公開で行うこととされています。）。

このダイアログは、2023年12月から2024年6月の間に計4回程度開催し、その後、投資商品の充実に向けた「メッセージ」を公表の上、さらなる議論を検討することとされています。

(以上、13. サステナビリティについて)

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー ["Understanding the Variation Margin \(VM\) CSA \(Japanese Language\)"](#)
開催日時 2024年1月26日(金) 9:00~12:10
講師 江平 享
主催 International Swaps and Derivatives Association, Inc. (ISDA)

- セミナー [『第88回「コンプライアンス・役員セミナー」\(役付役員等対象\)』](#)
開催日時 2024年2月2日(金) 11:30~12:30
講師 江平 享
主催 一般社団法人全国地方銀行協会

- セミナー [『ベンチャーデット・スタートアップ向けデットファイナンスの最新動向』](#)
開催日時 2024年2月7日(水) 15:00~16:00
講師 佐藤 正謙、戸嶋 浩二
会場 ※オンライン開催
主催 森・濱田松本法律事務所
上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHMマイページ](#)」にてお申込みを受け付けております。
※MHMマイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー [『第5298回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～」』](#)
開催日時 2024年2月8日(木) 13:30~16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー [『【オンライン】新しい四半期開示とディスクロージャーの重要トピック～2023年改正金商法及び関連政府令、東証規則を徹底解説～』](#)
開催日時 2024年2月20日(火) 14:00~16:00
講師 宮田 俊
主催 一般社団法人企業研究会

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成・規制対応・契約実務～直近の改正等の最新トピックを含めて実務を詳説～』](#)
 開催日時 2024年2月28日（水）13:30～16:30
 講師 中野 恵太
 主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー [『第5316回金融ファクシミリ新聞社セミナー「日本の暗号資産法制を踏まえた米国・欧州における暗号資産の規制動向」』](#)
 開催日時 2024年3月4日（月）13:30～15:30
 講師 尾登 亮介
 主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー [『第5317回金融ファクシミリ新聞社セミナー「上場企業エクイティ・ファイナンスの要諦ーグローバルオファリングやPIPEsに必要な手続きも解説ー』](#)
 開催日時 2024年3月5日（火）13:30～15:30
 講師 宮田 俊
 主催 株式会社FNコミュニケーションズ

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 論文 「米欧英・シンガポールにおけるステーブルコインを巡る規制動向」
 掲載誌 週刊金融財政事情 No.3525
 著者 尾登 亮介

- 論文 「金融行政方針にみるプリンシプル・ベースとルール・ベースの今後」
 掲載誌 金融法務事情 No.2220
 著者 小田 大輔

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/>

- 辰野 嘉則 弁護士がALBのLitigators of Asia 2023に選出されました
 トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌であるALB(Asian Legal Business) Asia 2023年12月号にて、辰野 嘉則 弁護士がLitigators of Asia 2023に選出されました。

- 上海オフィス移転のお知らせ
 森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、2023年12月25日より、同ビル6階

Client Alert - Financial Sector

から 22 階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 22 階

TEL : +86-21-6841-2500 / FAX : +86-21-6841-2811

※TEL・FAX に変更はございません。

➤ **新人弁護士（60 名）が入所しました**

新人弁護士（60 名）が入所いたしました。

朝岡 駿太郎、安藤 大貴、泉 尚輝、一井 梨緒、一瀬 大河、井上 勝寛、
猪俣 大輝、臼井 洸斗、梅田 稜太郎、大山 拓真、大類 裕介、緒方 彰大、
岡元 雄奨、鏡 幸哲、草壁 空之佑、黒澤 陸人、幸田 遼、小久保 剣、薦田 郁弥、
小山 大志、齊藤 理木、坂田 水美、真田 大慶、志村 真人、莊司 晴彦、白崎 翔、
管 優太郎、鈴木 晴人、高久保 香子、田代 潤奈、土田 彩乃、時田 龍太郎、
利根川 絢菜、飛田 駿、中野 竹彦、中矢 仁武、南條 亜麻人、西岡 佑馬、
根来 志帆、濱口 優太、早川 仁、早水 優介、彦田 拓真、平島 圭悟、深見 瑞、
藤井 俊明、藤平 雄大、松岡 有希恵、松村 圭祐、松本 美羽衣、的場 涼花、
三浦 菜々実、光永 大晟、南 若葉、山岡 祐貴、山我 直義、横山 優斗、
若尾 和哉、若林 慶太郎、渡辺 貴子

➤ **パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ**

本年 1 月 1 日付にて、下記の 17 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央、
竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、高橋 悠、柿元 将希、
足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパン、
ティップアパー・リムビチャイ

また、同日付で 17 名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子、
呂 佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦、
長谷川 博一、高松 レクシー、ラウィー・メックウィチャイ、
スックサン・ポーパンガーム、スパルーク・ラグサリゴーン

Client Alert - Financial Sector

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。